

協会けんぽ福島支部・福島薬剤師会研修会レポート

研修委員会委員: 宍戸 恵美

日時: 令和元年 8 月 28 日(水) 19:15~21:00

場所: 福島テルサ 3 階 「あぶくま」

【情報提供】

『ジェネリック医薬品の製剤工夫について』

日医工株式会社 営業本部仙台支店第四チーム 須藤 正也 様

・オルメサルタン OD 錠 「EE」・ロスバスタチン OD 錠「EE」

エルメッドエーザイ社(現エルメッド)が、開発した湿性錠である。

湿性錠とは落雁やラムネのような作り方をした錠剤で、湿った粉体を低圧で打錠し、乾燥されて製造したもの(湿式打錠法)。錠剤内部にたくさんの細孔があり、水が湿潤しやすい添加物と結合剤を配合することにより、口の中で水分が速やかに浸透し、崩壊する。

日医工・エルメッドにて販売されている湿性錠は、崩壊性のよいものでも、口腔内崩壊錠(OD 錠)に区分されるものと、普通錠に区分されるものがある。

添付文書において唾液のみで服用可能と記載のあるものは OD 錠と考える。

脳梗塞や、現在話題のサルコペニア(筋肉減少症)においては、のどの筋肉が衰え、摂食嚥下障害が起きることがある。多剤服用の患者も多いことから、湿性錠のような特徴を持った薬剤が有用となることが考えられる。

多くの薬局では、内服に関しては、ジェネリック医薬品への変更がほとんど済んでいるが、外用剤の変更は進んでいないケースもある。日医工としては、外用剤のラインナップも今後充実していきたいと考えている。(ヘパリン類似物質外用泡状スプレー等)

PENGE(市販後情報収集による育薬)により医療現場のニーズに合った商品改良をしていきたい。

【特別講演】

『ジェネリック医薬品の現状等について』

全国健康保険協会 福島支部 企画総務部長 本田 秀明様

・協会けんぽの現状

政府はジェネリック医薬品の使用割合(数量ベース)を2020年9月までに80%以上とする目標を掲げている。協会けんぽとしては、加入者の医療費の負担軽減につながるため、取り組みを積極的に勧めているところだが、平成30年度から支部加入者のジェネリック医薬品の使用割合により支部の保険料率が変わるインセンティブ(報奨金)制度がスタートしており、さらなる効果的な取り組みが求められている。

・福島支部の現状

順調に伸びてきていたが、80%を目前に、伸びが鈍化している。

数量ベースで平成31年3月診療分においては、東北6件で最下位となった。

・ジェネリックカルテ

地域ごとの課題を偏差値と影響度で「見える化」したもの。

都道府県別、市町村別、二次医療圏別にカルテが作成されており、院内処方、院外処方薬局、患者からの視点で、使用割合を偏差値化し、分析、対策に役立てている。

・各種データからみる福島支部の特徴

年代別では0から6歳の使用割合が高い、それに比較すると7~14歳は、使用割合が低めであるが、原因はまだ分かっていない。

業態別の比較もあるが、大きな差は見取れない。

一部負担金免除対象者が、3万人いるとされているが、免除対象者のジェネリック使用割合が低い現状あり。医療保険財政をふまえて、協力を求める必要あり。

・推進に向けた主な取り組み

- ① ジェネリック医薬品軽減額通知の送付(加入者に向けたもので効果ありと考えられる)
- ② ジェネリック医薬品に関するお知らせ並びに精神・神経系の主な医薬品実績リストの粗送付(調剤薬局向け・あまり効果なかった)
- ③ ジェネリック医薬品に関するお知らせの送付(病院・診療所向け)
- ④ 一部負担金免除対象者へ対するジェネリック医薬品使用促進等のチラシ送付(免除証明書と一緒に送付)

・インセンティブ制度をアピールし、さらなるジェネリック医薬品使用促進へ取り組む

【特別講演】

『協会けんぽ福島支部からのお願い』

全国健康保険協会 福島支部 レセプトグループ長 佐々木 伸善 様

・保険証の確認について

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則に基づき、健康保険証の確認をその都度をお願いしたい。

事業所による「資格証明書」は無効、レセプト請求できない。日本年金機構が証明する「健康保険被保険者証明書」のみ有効である。(健康保険、厚生年金の処理は日本年金機構が処理しているため)資格喪失後受診による返納金の回収率が低いため、確認を徹底する。

福島支部では年間 25,000 件、約 7 億のレセプト返戻が発生している。高齢受給者証の持参を忘れて受診の場合は、原則 3 割負担でもらい、本人から後日請求していただく。

月の途中で資格に変更があった場合の請求に注意する。

・免除証明書の確認

災害レセプトの返戻の主な原因

1. 免除証明書の申請、発行がされていない(被災証明書だけでは免除にならない)
2. 途中で保険証の記号番号または保険者が変わったにも関わらず、保険者に免除証明書の再申請を行っていない。
3. 免除証明書の有効期限が過ぎていた

免除証明書は 3 月から翌年 2 月までのスパンで発行され、3 月に切り替えが行われる。

免除に認定されていることが確認できない場合、一部負担金が発生、一部負担金を負担した方が保険者に「還付請求書」を提出すると相当分が還付される場合あり。

・第三者行為による負傷

事故の他に、犬に噛まれたなどの事例多い。

レセプト請求時の記載の注意

- ① 特記事項に「10 第三」を必ず入れる
- ② 治療が終了した傷病については転帰欄に「中止」等の経過を入れる
- ③ 「交通事故等」にかかる点数を記載する

(協会けんぽが事故の相手方に治療費を請求する際は、「交通事故等」分のみ請求となり、その分の点数、金額を把握する必要がある)

・他受診の確認

不眠症等で月に延べ 24 回の受診例があった。(24 医療機関、17 薬局)

ゾルピデム等が 1 ヶ月に 622 日分処方されていた。

以上